

正しく

# 屋外広告物のルールを守っていますか？



①

## 許可対象なのに許可を受けていない

一部の屋外広告物を除き、許可を受ける必要があります。  
許可を受けていない屋外広告物がある場合は、許可の必要性について  
都市計画課景観係 (TEL047-436-2528) に御確認ください。

②

## 工作物確認を受けていない

高さ 4 m を超える屋外広告物は、建築基準法（第88条第1項）  
による確認申請が必要です。

③

## 不燃材料を使っていない

防火地域内(※1)にある屋外広告物で、建築物の屋上  
に設置されているもの又は高さ 3 m を超えるものは、  
不燃材料(※2)で造るか覆う必要があります。

※ 上記事項のうち、②③については、建築基準法に係る内容のため、詳細については  
建築指導課指導係 (TEL047-436-2674) にご確認願います。

※ (※1)防火地域の指定区域については都市計画課都市計画係 (TEL047-436-2524) に御  
確認願います。

### (※2)不燃材料の御確認についてはこちら

国交省HP「建築基準法に基づく構造方法等の認定・  
特殊構造方法等の認定」

国交省 構造方法 認定

検索



[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_tk\\_000042.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000042.html)